

仕様書

1 件名

SusHi Tech Tokyo 2024 ショーケースプログラム・シティドレッシング実施運営業務委託
(その2)

2 契約期間

令和6年4月1日から令和6年5月31日まで

3 履行場所

東京ベイ eSG プロジェクト国際発信実行委員会（以下「本委員会」と言う。）が指定する場所

4 目的

東京都では、東京から持続可能な新しい価値を海外に発信するブランドとして“Sustainable High City Tech Tokyo = SusHi Tech Tokyo”を立ち上げ、令和6年4月から5月にかけて SusHi Tech Tokyo 2024※1としてイベントを実施する。

本委員会では、SusHi Tech Tokyo 2024 を構成する1つのプログラム“ショーケースプログラム”的企画及び実施等に関する業務を担う。

イベント開催にあたって、会場周辺の来場者や関係者が利用するルートなどを統一的なデザインのフラッグやバナー等で効果的に装飾することで、イベントの認知と開催気運の醸成を図るとともに、都のプレゼンスを国内外に印象付けるためシティドレッシングを掲出する。

本業務では、令和5年度に本委員会で契約した「東京ベイ eSG プロジェクト国際発信イベント広報計画実施業務委託」（以下、「令和5年度広報委託」という。）で確保した広報媒体に対し、「SusHi Tech Tokyo 2024 ショーケースプログラム・シティドレッシング実施運営業務委託」（以下「令和5年度シティドレ委託」という。）で制作した装飾物を入稿し、掲出及び運営、撤去業務を行うことを目的とする。

※1 : SusHi Tech Tokyo 2024

<https://www.sushi-tech-tokyo2024.metro.tokyo.lg.jp/>

5 通則

- (1) 受託者は、本業務を実施するに当たり、委託者の本委員会と詳細に協議を行い、委託者の承認を受けて、作業を進めるものとする。また、本仕様書の解釈に疑義が生じた場合には、その都度、委託者と協議の上、決定するものとする。
- (2) 受託者は、本業務の趣旨を十分に理解し、円滑な遂行に留意して業務を遅滞なく進めること。
- (3) 受託者は、本事業の実施にあたっては、「Sushi Tech Tokyo」及び、「SusHi Tech Tokyo 2024」並びに、「東京ベイ eSG プロジェクト」の主旨に鑑み、サステナビリティに配慮し、事業に伴い発生した廃棄物等は最大限リサイクルするなど、環境への負荷を最小限にすることを努めること。また、物品調達や電気の購入には東京都グリーン購入

ガイドの基準を満たすこと

(https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy_others/tokyo_green/tokyo_green.files/2023_hyousi.pdf)

なお、プラスチック素材（塩ビ加工を含む）の使用については、都庁プラスチック削減方針（令和3年3月18日改定）を踏まえて、委託者と協議の上、決定すること。

(https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/recycle/single_use_plastics/policy.files/policy.pdf)

6 支払方法

支払いは、全ての業務の履行を確認後、受託者からの適法な請求書に基づき、一括して行うこととする。

7 委託内容

（1）業務実施体制の整備

受託者は、契約締結後直ちに、委託業務を履行するために必要な人員を確保し、委託者及び関係機関等と協議の上、業務体制を整えること。

（2）業務実施計画書の策定

受託者は、委託者と協議の上、下記①から③までの事項等を記載した業務実施計画書を作成し、委託者の承認を得ること。

① 業務実施体制図

業務全体の統括責任者、各業務及び工程毎の責任者及び担当者、連絡窓口を明示すること。

② 業務実施工程表

業務を実施するための、業務実施工程表（以下「工程表」と言う。）を作成し、委託者の承認を得ること。

③ 設置物の設置作業基本計画書（作業概要）

ア 設置行程

イ 設置作業手順、設置方法

ウ 設置作業にあたっての仮設備

エ 安全管理計画（設置箇所毎の安全対策）

オ 作業記録写真撮影計画

カ 設置作業にあたって使用する主な機械

（3）装飾物の設置、保守点検（維持管理）、撤去

令和5年度シティドレ委託で制作した装飾物（別紙1参照）について、各媒体への入稿、設置、保守点検（維持管理）、撤去を行うこと。なお、設置に当たって必要な関係機関（警察、道路管理者等）との調整を行うこと。保守点検の頻度については、施設等管理者による基準等に従って実施すること。掲出期間終了後は、施設管理者と

協議の上、速やかに撤去すること。装飾物の運搬、適正な保管及び設置、並びに設置に係る足場、撤去等の費用も受託者の負担とする。

① 設置・撤去時の安全管理及び安全点検

- ア 設置及び撤去にあたっては適切な人員を確保するとともに、作業が安全に進むよう、装飾物の設置場所の施設又は道路等管理者（以下「施設等管理者」という。）の指示に従い、作業時の安全対策、労働災害防止に必要な措置を講ずること。火気を使用する場合には取扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防炎シート等を設けるなど火災防止措置を講ずること。
- イ 作業実施の際には、施設等管理者からの指示を遵守し、短時間であっても必ず周囲との間に区画の区別を行い、作業範囲を明確にするとともに、作業に関わらない第三者の侵入を防止すること。
- ウ 作業現場を常に整理整頓するとともに、危険個所を発見した場合は、点検等を実施して作業を行うこと。
- エ 作業計画を十分に検討し、各段階における現場作業等を安全かつ適切に進めること。関係法令等遵守のもと、安全管理を常に徹底し、労働災害・第三者災害等の未然防止に最大限務めること。
- オ 設置した足場等は常に安全に使用できるよう、点検を徹底し、維持管理に努めること。
- カ 設置及び撤去の作業に必要な電灯等の諸設備は、故障や危険等が生じないよう常に整備し、安全上の点検を行うこと。

② 施設等管理者との協議等に関すること

- ア 施設等管理者との協議のもと、養生が必要な場合は、適切な養生を実施し作業を行うこと。作業に伴う養生範囲や施工時間等については、施設等管理者等と協議の上で決定するものとする。作業に当たっては、安全管理を常時徹底すること。
- イ 作業時等に、施設等管理者から、指示、指導又はクレーム等があった場合は、速やかに委託者に報告し、指示等があった日時、場所及び内容について委託者に速やかに報告の上、対応を協議し、委託者の指示に従うこと。また、これらの記録を残すこと。なお、受託者は設置にあたり、施工作業者を施設等管理者が指定している場合は、指定業者と協力し、円滑に作業を実施すること。
- ウ 現場作業に先立ち、作業着手前の現場状況について写真等による詳細に記録しておくこと。設置及び設置完了後の状況記録写真を適切に記録し、整理すること。
- エ 作業終了後は、委託者へ作業終了報告（報告内容及び様式は受託者が作成し、事前に委託者の承認を得ること。）により、作業完了箇所、課題（苦情等）を速やかに委託者が指定する連絡先へメールで報告すること。

（4）広告料金の支払

令和5年度広報委託において確保した媒体（別紙2）について、掲出期間終了後に各媒体管理者等に対し、広告料金を支払うこと。広告費用については受託者負担とす

る。

(5) アップサイクルエコバッグの制作

フラッグ（予備分含む。）については、掲出後エコバッグとしてアップサイクルすること。数量、仕様については以下のとおりとする。なお、イベントの装飾をリユースしたことを示す商品説明書を作成し、バッグ内に入れた状態で納品すること。

数量：200 個程度

仕様：W235 × D325 mm（±5 mm以内）、マチ無し
持ち手の長さ 265 mm（±5 mm以内）

(6) 装飾物の処分

上記（5）以外で活用した装飾物について、適切に処分すること。廃棄物処理については、専門業者に委託の上、法令に基づいた処理を行い、適正に処理したことが確認できる書類を提出すること。

8 打合せ等

受託者は、委託者の求めに応じ、適宜、報告、連絡及び打合せを行うこと。

9 成果物

受託者は、以下に定める成果物について、委託者にそれぞれの納入時期までに提出すること。書面で納入する成果物は A4 両面カラー印刷することを原則とする。ただし、工程表等 A4 サイズでの出力に適さない書類はこの限りではない。

なお、実績報告書については、納入時期の 2 週間前までに委託者からの確認を受け、修正の上提出すること。

| 項目 | 納入物品 | 納入時期等 | 納入部数 |
|----|--------------|-----------------|-------------|
| 1 | 業務実施計画書 | 受託後 1 週間以内 | データのみ |
| 2 | 実績報告書 | 令和 6 年 5 月 31 日 | データ及び書面 3 部 |
| 3 | アップサイクルエコバッグ | 令和 6 年 5 月 31 日 | 200 個程度 |
| 4 | 記録写真等 | 令和 6 年 5 月 31 日 | データのみ |

※上記納入時期に係らず、委託者が報告を求めた場合は対応できるようにすること。

(1) 電子データの提出は以下によること。

委託者の端末（OS：Windows）で表示可能なものとすること。電子データは、文章については、ワープロソフト（Microsoft 社 Word シリーズ）、プレゼンテーション等については、スライドソフト（Microsoft 社 PowerPoint シリーズ）、計算表等については、表計算ソフト（Microsoft 社 Excel シリーズ）で編集可能な形式とすることを基本とする。また、CAD データについては、フリーCAD ソフト（Jw_cad）により編集可能な形式とすることを基本とする。格納媒体は USB メモリー等とし、ファイル名に委託年度及び委託件名等を記載すること。ファイル名はその内容を示す分かりやすいものとし、ファイルリストも添付すること。

- (2) 成果品の納入後、内容に不備等があった場合は、速やかに受託者の負担で修正等を行うこと。

10 納入先

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京ベイeSGプロジェクト国際発信実行委員会
(東京都政策企画局計画調整部プロジェクト推進課内)

11 機密の保持

- (1) 受託者は、本業務で得られたデータ等を目的外に使用してはならない。
- (2) 受託者は、本業務で得た画像等の使用、保存処分等にあたっては、細心の注意をもってあたり、絶対に外部に漏洩することのないよう、秘密の保持に万全を期すこと。
- (3) 受託者は、委託者から開示された秘密情報を秘密として保持し、事前に委託者の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏洩してはならない。
- (4) 受託者は、委託者から開示された秘密情報を知得した自己の役員又は使人（秘密情報を知得後退職した者も含む。）に対し、本契約に定める秘密保持義務の遵守を徹底させるものとする。
- (5) 受託者は、委託者から開示された秘密情報の秘密を保持するため、当該秘密情報の一部又は全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複写物等について、秘密が不当に開示又は漏洩されないよう他の資料等と明確に区別を行い、管理しなければならない。
- (6) 委託者は、受託者が秘密保持に関する義務違反又は義務を怠った場合、受託者に対して契約書等にある契約解除及び損害賠償等の措置を行うものとする。

12 個人情報の取り扱い

- (1) 受託者は、本業務により得られたデータ・情報等について、本件の目的以外に使用してはならない。また、本業務により得られたデータ・情報等の使用・保存には、細心の注意を持ってあたり、外部に漏えいすることのないよう万全の対策・体制を講じ、処分等については委託者と協議の上行うこととする。
- (2) 電子情報の取扱いに関して、受託者は、委託者と協議の上で「東京都サイバーセキュリティ基本方針」、「東京都サイバーセキュリティ対策基準」と同様の水準で情報セキュリティを確保すること。「東京都サイバーセキュリティ対策基準」は、契約後速やかに送付する。なお、受託者が情報セキュリティを確保することができなかったことにより、委託者が被害を受けた場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は委託者が実際に被った損害額とする。

13 著作権等の知的財産権の取り扱い

- (1) 本委託において作成した全ての成果物において、その著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、委託者に帰属す

るものとする。受託者は、委託者の承諾なしに、本委託による成果物を、ほかに公表、貸与又は使用してはならない。受託者は、成果物の作成等に当たり映像、文献等を引用・使用する際には、著作権の使用許諾等に関し、受託者の責任と費用において、必要な処理を行わなければならない。

本件委託においては、著作権、意匠権、知的財産権、肖像権等について処理済の素材を使用すること。また、著作物一覧（著作権者情報含む）を作成すること。

- (2) その他、著作権等に関して疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

14 一括再委託の禁止

受託者は委託の履行に際し、委託内容の全部又は主要部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得たときは、この限りではない。

15 再委託先の選定

受託者は、前項に規定する業務及び簡易な業務を除く業務の一部を再委託するにあたっては当該業務の遂行能力を有する者の中から選定しなければならない。また、再委託先（以下「協力会社」という。）が東京都の競争入札参加有資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

受託者は、協力会社が委託者の競争入札参加有資格者でない場合、委託者の契約から排除するよう警視庁から要請があった者でないことを確認すること。

なお、協力会社の選定に係る経緯について説明を求められた際は、経緯を説明する書類を委託者に提出すること。

16 環境により良い自動車利用

本契約の履行にあたって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素化合物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示または写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、または提出すること。

17 その他留意事項

- (1) 契約金額には、本仕様書に特に定めのある場合を除き、本委託の履行に必要となる一切の経費を含むものとする。
- (2) 受託者は、本委託の履行に際し、本仕様書に定める事項等に疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議するものとする。
- (3) 受託者は、委託業務完了後に委託完了届を提出すること。

- (4) 受託者は、無理のないスケジュールを立案の上、適切な進行管理を行い、業務を確実に執行すること。
- (5) 受託者は、本委託業務の実施に当たり、本仕様書の定めのほか、関係法令、条例、規則等に従い、誠実に受託業務を処理すること。
- (6) 本業務履行に際し、知り得た秘密を第三者に漏らさないこと。この契約終了後も同様とする。

18 担当

東京ベイ eSG プロジェクト国際発信実行委員会
(東京都政策企画局計画調整部プロジェクト推進課内)
メール tokyobayesg2024@gmail.com